平成26年9月17日内閣府「第18回子ども子育て会議」参考資料１より抜粋

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力

である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して

児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現

在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を

利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等

の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小１の壁」を打破するためには、

保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居

場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての

児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要で

あり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市

町村に対し、都道府県・指定都市・中核市教育委員会は、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

**「放課後子ども総合プラン」**

１ 趣旨・目的

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる

よう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事

業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に

全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教

室」という。）の計画的な整備等を進める。

市町村は国の行動計画策定指針に即し、市町村行動計画に盛り込むこととする。

(２)－②　一体型の実施における留意点

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活

動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

（３）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

（５）民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

＜本件連絡先＞

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話：03(5253)4111 内線：3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

育成環境課

電話：03(5253)1111 内線：7909

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

地域・学校支援推進室

電話：03(5253)4111 内線：3260